

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会 第5回



内閣府公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」

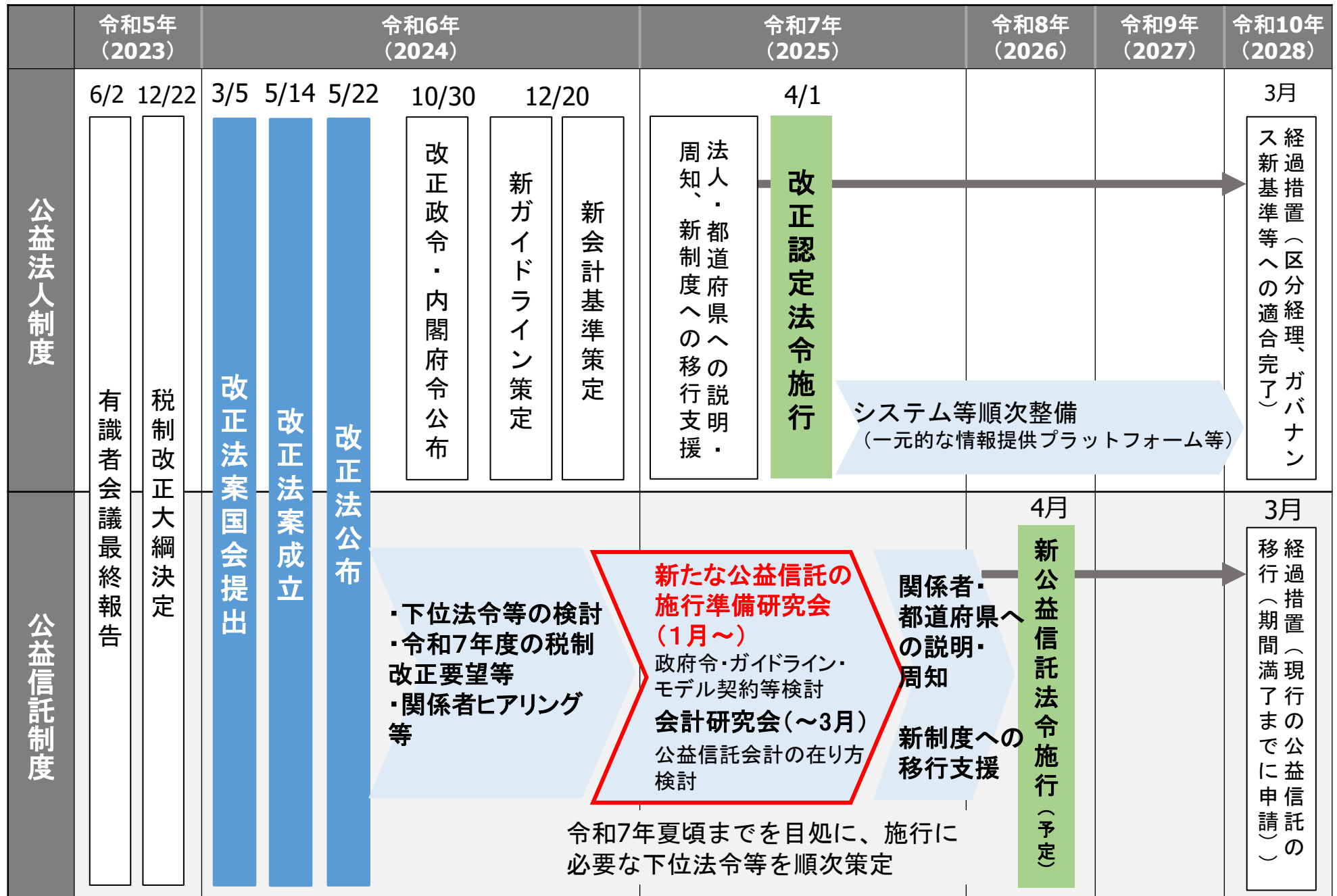
令和7年6月19日
内閣府公益認定等委員会事務局



目次

- | | |
|------------------|------|
| 1. モデル信託契約に関する討議 | p 8 |
| 2. ガイドラインの検討について | p 10 |
| (御参考) 改正信託業法について | p 16 |

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の設置 - 制度改革の現在地 -



法律

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）

- ・ 主務官庁制の廃止、公益法人と共通の行政庁による一元的認可・監督制度
- ・ 公益法人と整合的な認可基準の法定
- ・ 公益信託認可に伴う税制優遇の措置に関する税制改正

政令

①施行日令、②施行令、③整備政令

- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）と整合的な整備
- ・ 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第162号）廃止（主な論点）特別の利益を与えてはならない公益信託の関係者 等

内閣府令 （合同府省令）

①内閣府令、②内閣府・法務省の合同省令（信託法読替え部分）

- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）と整合的な整備、信託計算規則（平成19年法務省令第42号）等との関係整備
- （主な論点）
信託行為に定める事項、公益信託認可等の申請手続、公益信託認可基準（受託者・信託管理人の能力要件等）、特定資産公益信託の要件、財務規律（中期的収支均衡、公益事務割合、使途不特定資産）、公益信託報酬の支払基準、定期提出書類の作成、提出等

ガイドライン モデル契約、会計 の在り方等

①ガイドライン、②モデル契約書等

- ・ 公益法人のガイドライン（令和6年12月）と整合的な公益信託ガイドラインの策定
- ・ モデル公益信託契約等の策定（特定資産公益信託、移行に関する書式その他）
- ・ 公益信託の活用を広げるための基準やひな型の提示

③会計の在り方、④都道府県の体制整備の支援、⑤移行支援、⑥公益信託DX、⑦広報・啓発

- ・ 公益信託の計算書類等について、ガイドライン等と一体的に検討
- ・ 主務官庁制の廃止等に伴う都道府県の体制整備の支援
- ・ 既存の公益信託の移行に関する手続きの明確化 等

施行準備研究会の目標

新たな公益信託制度の施行準備研究会の設置 - 詳細スケジュール案 -

第1回～第3回 (1～3月)

主な討議事項

- ・ 制度全体・政令に関する討議
- ・ 内閣府令(法律施行規則)関係に関する討議
- ・ 合同命令関係に関する討議
- ・ 公益信託の施行に向けた課題の整理を含めた自由討議 等

政令案・内閣府令案等のパブリックコメント

第4回 (5月22日)

- ・ パブリックコメント等の回答を踏まえた意見交換

第5回 (6月19日)

- ・ モデル信託契約についての意見交換
- ・ ガイドラインの検討について

本日

第6回以降 (7月～)

- ・ ガイドライン、モデル契約、会計の在り方等についての意見交換

他の施行準備

・ 公益信託における会計の在り方についての検討(公益法人会計研究会)

→本研究会へ統合

・ 関係法令の整備等

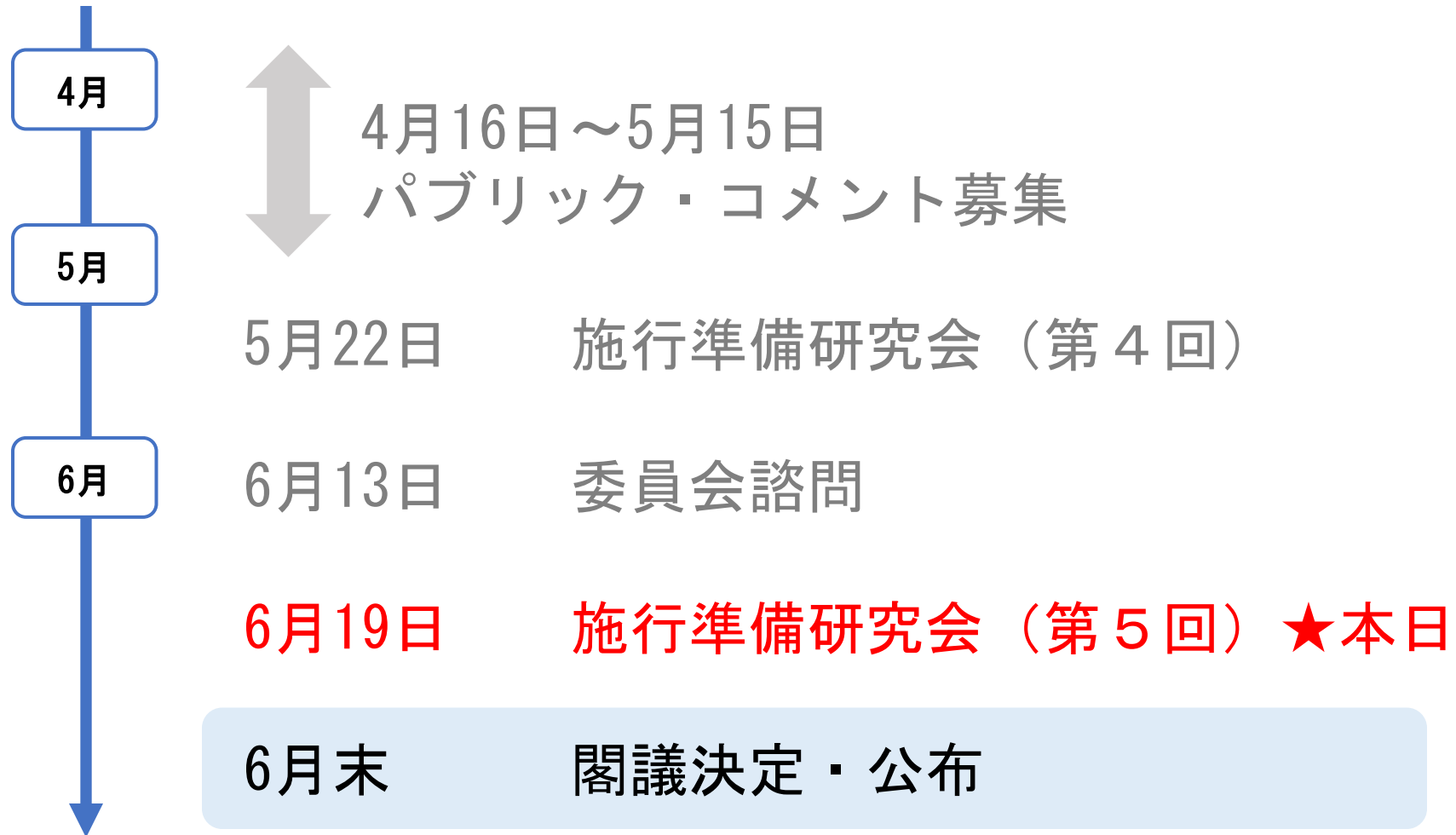
・ 都道府県等への説明会等の実施

・ 新たな公益信託に関するニーズ調査

・ 積極的な情報発信等

施行予定(令和8年4月)

政令公布に向けたスケジュール詳細



1. モデル信託契約に関する討議

- (1) モデル信託契約の扱い
- (2) 御提示している案文の内容

2. ガイドライン等の策定について

- (1) スケジュール
- (2) ガイドライン検討の方向性

1 モデル信託契約に関する討議

第1回研究会にて説明した資料からの主な変更点（資料4）

総論

- ・ 1月以降の施行準備研究会及び公益法人の会計に関する研究会にて議論された事項の反映
- ・ 内閣府令案及び内閣府・法務省の合同命令案の内容の反映
- ・ 信託業法固有の規制は考慮していない旨の明確化
- ・ 内閣府令案第1条に基づき、記載事項を2区分から3区分に変更（**相対的記載事項**を追加）

必要的記載事項 任意的記載事項	⇒	必要的記載事項……法令上記載することが必須の事項 相対的記載事項 ……対象行為を行う予定がある場合、記載する必要がある事項 任意的記載事項……任意の記載事項
--------------------	---	---

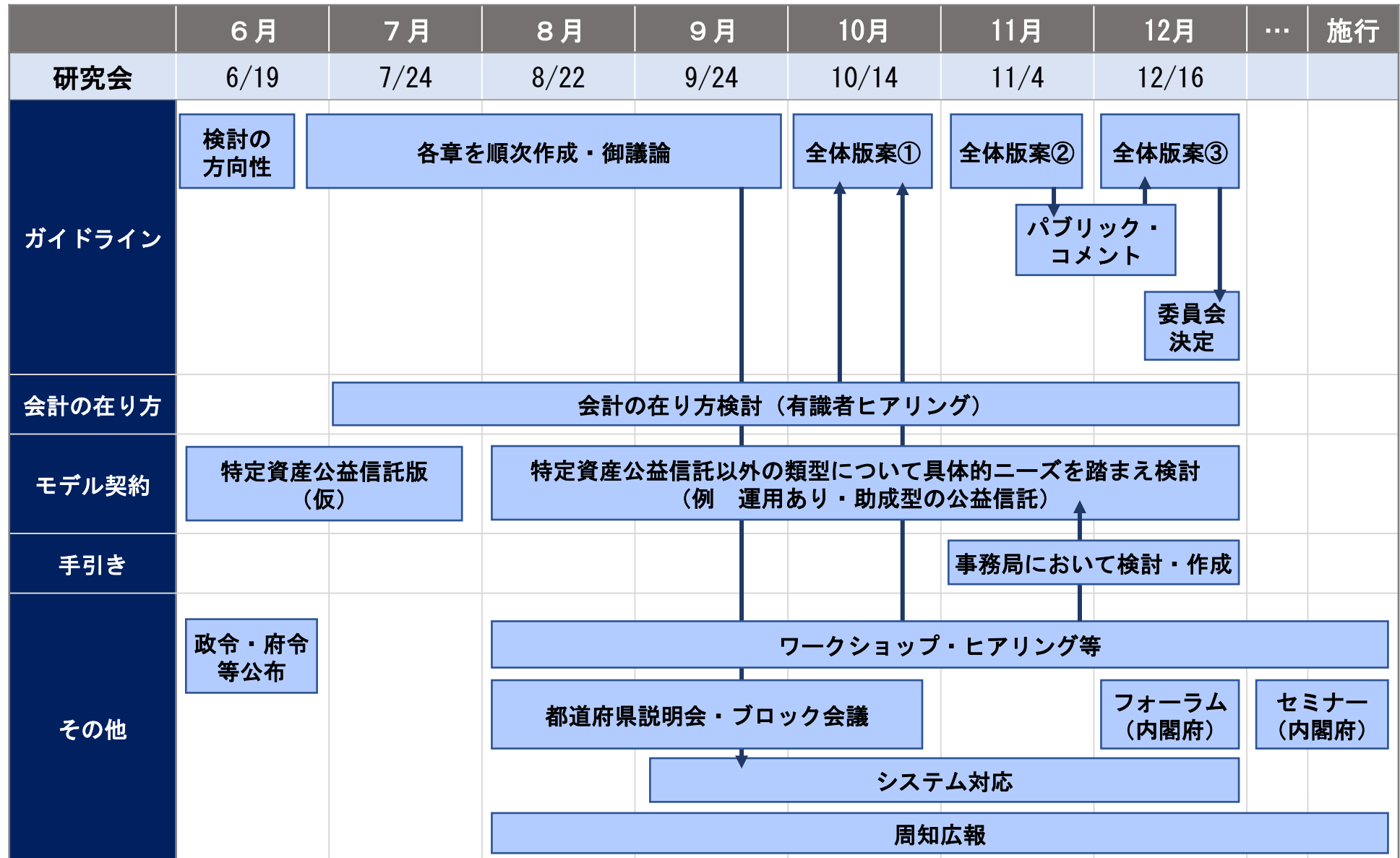
各論

- ・ 定義の明確化と「特定資産公益信託」として設定する旨の確認規定（1条、2条）
- ・ 金銭の運用方法の変更…現行税法と同等の記載、解説部分に信託の分別管理を意識した「口座名」のサンプル例を明示（8条）
- ・ 財務的規制がない特定資産公益信託固有に求められる「運用収益」を超える支出を行う旨の規定（9条）
- ・ 利益相反行為及び競合行為に係る手続き規定の追加、信託法の条文に即した最低限の規定の追加（14条）
- ・ 事務年度開始までの翌事務年度の事業計画書及び収支予算書等の作成、行政庁への提出に係る規定（28条）
- ・ 事務年度経過後3か月以内の信託帳簿、財産目録等の作成、行政庁への提出に係る規定と計算書等の簡単な作成要領に係る規定。解説部分に単純な取引の流れと計算書類を例示（29条）
- ・ 受託者の事務所に備置く書類等を明確化（30条）
- ・ 信託の終了事由に実務的に発生頻度が高いものを例示的に追加（34条）

2 ガイドライン等の策定について

(1) スケジュール

- ・ガイドラインについては、本年12月中の策定を目指して検討を行う。



(2) ガイドライン検討の方向性（前提）

- ・ ガイドラインについては、以下の前提をもとに検討を行う。

文書の目的・想定する利用者

（目的）

- 公益信託法の統一的な運用を確保し、判断のブレやばらつきの防止
- 行政庁の判断・対応についての予見可能性の確保

（文書の利用者）

- 公益信託制度を運用する者：合議制機関の委員、行政庁の職員
- 公益信託の設定に関わる者：（潜在的）委託者・受託者、寄附の仲介者 等
- 公益信託の認可申請等を行い、運用する者：受託者・信託管理人
- 公益信託に関心を持ち、監視する者：企業・国民

方向性の前提

- 来年4月の施行を踏まえる、年末にはガイドラインが策定されていることが望ましいこと
- 特定の分野（金銭の助成等）の実績に限られる中で、幅広い分野に適用されるガイドラインを策定する必要があること
- 一般法人法（会社法を含む。）の解釈等については幅広い蓄積があるものと比べ、信託法についての蓄積は限定的。また、信託銀行を除くと、行政庁の職員を含め、ガイドラインの利用者に信託法の知見がある者は多くないと想定されること

(2) ガイドライン検討の方向性①～③

・ 前述の前提を踏まえ、ガイドライン検討にあたっては、以下の①～④の方向性で検討を行ってはどうか。

①公益認定等ガイドラインの活用

- 公益信託の性質に照らして、取扱いを異にする必要があるものを除き、公益法人認定法の考え方が適用されることを明らかにする。
- 技術的な事項、現行の公益信託においてはあまり想定されない事項（財務規律・チェックポイント（各論）など）については、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（平成20年4月（令和6年12月改訂））」の記述を参照することとし、本ガイドラインには記載しない。
- 公益信託においても重要な事項やニーズが見込まれる事項は、本ガイドラインにおいても記載する。

②信託に係る基本事項についてある程度盛り込む

- 行政庁も含め、信託に詳しいとは限らない公益信託関係者が、公益信託を理解できるよう、信託制度に係る基本的な事項を、信託行為に記載すべき事項（信託の目的、受託者の職務、信託管理人の職務など）に絡めて記載する。

③策定後も継続的に見直しを行う

- 年内に網羅的な検討を行うことは困難であることを前提に、年内にガイドラインを策定するとしても、その後も、継続的に見直していくこととする。
- あらゆる事象に対応できることは必要であるが、あまり想定されないような事象についての検討に時間を割かず、今後の検討（個別判断の蓄積）に委ねる（制度の趣旨・考え方は示すが、具体的な基準には踏み込まない。）。

(2) ガイドライン検討の方向性④

④具体的なニーズを踏まえた検討

具体的なニーズが見込まれる類型を中心に議論し、使い勝手の良いガイドラインを目指す。「受託者の負担」に関して、書類の作成については、「重要性の原則」の下で簡素化できることを、具体的に示す。

ア：「軽量」の公益信託について、規律を明確化する。

- 「軽量」の要件は、①一定規模*1を下回ること、②信託行為に定める公益事務の内容が明確かつ具体的であること*2、③事業が単一であること*3、の3つの全てを充足することとしてはどうか。
- 公益事務の内容が明確かつ具体的ではない場合は、法人の設立や、法人への寄附を活用することが想定されるのではないかと。また、公益事務が複数あるような場合は、それぞれの事務内容に応じて、適した受託者を選定することが想定されるのではないかと。
- 「第三者からの寄附を受けない」場合は、委託者の財産の活用手段としての性格（信託の私的性格）が強まり、委託者及び受託者の合意をより重視すべき理由となり得るが、公益信託は、公的性格が強いものとして制度設計されており、私的性格を強調して委託者や受託者の「利便性」を高めるのは、制度の趣旨に沿わないと考えられる。
 - *1 規模の具体的内容については、信託財産残高、公益事務実施費用額等で具体的に定義することを想定。
 - *2 事業の内容が明確で具体的であることは、事業の効果を高めるための付随的な事業の実施や、事業の実施段階における創意工夫を否定するものではない。
 - *3 事業が単一とは、同一の目的の下、相互密接な関係性をもって一体的に実施される塊の事業が一つであることをいう。

イ：「助成」を行う公益信託については、ニーズが多いこと、複雑な会計処理は不要と考えられること、公益法人・公益信託の実務の蓄積があり、チェックすべき事項も絞られることなどを踏まえ、判断基準等を明確化する。

ウ：その他、ワークショップの開催等を通じて、具体的なニーズが見込まれるものについて、規律の明確化を図る。

(御参考) ガイドラインの概要 (構成・目次)

- ・ガイドラインの構成については、概ね公益認定等ガイドラインに沿った構成とする予定。

公益信託認可等ガイドライン (仮称) (案)		公益認定等ガイドライン	
第1章 基本的事項 (総則)	第1節 ガイドラインの趣旨・目的 第2節 ガイドラインにおける基本的な考え方 第3節 事務処理の原則 第4節 内閣府と都道府県との連携 第5節 行政手続法及び行政不服審査法との関係	第1章 基本的事項 (総則)	第1節 ガイドラインの趣旨・目的 第2節 ガイドラインにおける基本的な考え方 第3節 事務処理の原則 第4節 内閣府と都道府県との連携 第5節 行政手続法及び行政不服審査法との関係
第2章 公益事務該当性の判断	第1節 総論 第2節 具体的な事務区分ごとの当てはめ	第2章 公益目的事業該当性の判断	第1節 総論 第2節 具体的な事業区分ごとの当てはめ
第3章 公益信託認可基準等	第1 公益信託認可基準 (法第8条) 第2 欠格事由 (法第9条)	第3章 公益認定基準等	第1 公益認定基準 (法第5条) 第2 欠格事由 (法第6条)
第4章 認可の申請等	第1 行政庁 (法第3条) 第2 公益信託認可の申請 (法第7条) 第3 公益信託の変更等の認可 (法第12条) 第4 公益信託の変更の届出 (法第14条) 第5 受託者の辞任の届出 (法第15条) 第6 公益信託の併合等の認可 (法第22条) 第7 信託の終了の届出 (法第25条) 第8 清算の届出 (法第26条) 第9 信託行為に関する留意事項	第4章 認定の申請等	第1 行政庁 (法第3条) 第2 公益認定の申請 (法第7条) 第3 変更の認定 (法第11条) 第4 変更の届出 (法第13条) 第5 合併等の届出 (法第24条) 第6 合併による地位の承継の認可 (法第25条) 第7 解散の届出 (法第26条) 第8 公益認定取消しの申請 (法第29条第1項第4号) 第9 定款に関する留意事項
第5章 公益信託における財務規律等	第1節 財務規律 第2節 情報開示 第3節 その他規律等	第5章 公益法人が遵守すべき財務規律等	第1節 財務規律 第2節 情報開示 第3節 その他規律等
第6章 監督	第1節 監督の基本方針 第2節 定期提出書類の確認 第3節 報告徴収の実施方針 (法第28条) 第4節 立入検査の実施指針 (法第28条) 第5節 情報提供の取扱い 第6節 監督処分等の適用方針 (法第29条、第30条)	第6章 監督	第1節 監督の基本方針 第2節 定期提出書類の確認 第3節 報告徴収の実施方針 (法第27条) 第4節 立入検査の実施指針 (法第27条) 第5節 情報提供の取扱い 第6節 監督処分等の適用方針 (法第28条、第29条)
第7章 公益法人行政担当室の業務運営方針	第1節 情報の提供 (法41条) 第2節 行政庁による公表 (法第21条第2項)	第7章 公益法人行政担当室の業務運営方針	第1節 事務処理状況の公表 第2節 行政庁による公表 (法第22条第2項) 第3節 国の支援 (法第3条の2第2項)
第8章 移行認可 (法附則関係)		第8章 移行法人	第1節 公益目的支出計画等 (整備法第119条) について 第2節 実施事業等の変更に伴う公益目的支出計画の変更認可の必要性 第3節 公益目的支出計画の完了確認請求について

(御参考) 改正信託業法について

- ・ 公益信託の引受けについて、信託業法を適用除外とする改正信託業法案が第217回通常国会において審議され、6/13に成立。
- ・ 法案審議においては、公益信託の受託者の範囲拡大等を踏まえ、委託者保護、適正な制度利用の観点から信託業法の規制の適用を除外することを一部懸念する意見もあり。

信託業法の一部を改正する法律案の概要

「公益信託に関する法律」(令和6年5月成立)(注)により公益信託に係る行政庁(内閣府又は都道府県)による認可制度及び受託者規制等が設けられることを踏まえ、**信託業法を改正し、公益信託の引受けについて同法を適用除外とする**等の所要の措置を講ずる。

(注) 同法に基づく新しい公益信託制度が令和8年4月から開始される予定

公益信託に係る信託業法の規制の見直し

- 「公益信託に関する法律」の規制を前提に、**公益信託の引受けや公益信託に係る信託契約の締結の代理・媒介について、信託業の免許や信託契約代理業の登録等に係る信託業法の規定の適用を除外**

新しい公益信託制度における規制関係

